



平成 24 年 9 月 28 日

各 位

会 社 名 オリンパス株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 笹 宏行  
(コード：7733、東証第 1 部)  
問合せ先 広報・IR 室長 百武 鉄雄  
(TEL. 03-3340-2111(代))

### 第三者割当による新株式発行及び 主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、ソニー株式会社（以下、「ソニー」といいます。）との間で、業務提携契約及び資本提携契約の締結を行うこと並びにソニーを割当先とした第三者割当による新株式発行（以下、「本第三者割当」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、上記に伴い、主要株主である筆頭株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

なお、ソニーとの業務提携契約及び資本提携契約の内容につきましては、本日、ソニーと共同でお知らせしております「オリンパスとソニーの業務提携及び資本提携合意に関するお知らせ」をご参照ください（以下、これらの契約に基づく両社の提携関係を「業務・資本提携」といいます。）。

#### I. 本第三者割当の概要

##### 1. 募集の概要

本第三者割当は、平成 24 年 10 月 23 日を払込期日とする 13,100,000 株の第三者割当（以下、「第 1 第三者割当」といいます。）及び平成 24 年 10 月 23 日から平成 25 年 2 月 28 日までを払込期間とする 21,287,900 株の第三者割当（以下、「第 2 第三者割当」といいます。）の 2 つの第三者割当によって行われます。それぞれの概要は以下のとおりです。

##### 第 1 第三者割当

(1) 払 込 期 日	平成 24 年 10 月 23 日
(2) 発 行 新 株 式 数	普通株式 13,100,000 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 金 1,454 円
(4) 調 達 資 金 の 額	19,047,400,000 円

(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者から申込みがあることを条件に、次の者に以下のとおり割り当てる。 ソニー 普通株式 13,100,000株
(6) そ の 他	上記の各号については、第三者割当による新株式発行に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

## 第2 第三者割当

(1) 払 込 期 間	平成24年10月23日から平成25年2月28日
(2) 発 行 新 株 式 数	普通株式 21,287,900株
(3) 発 行 価 額	1株につき金1,454円
(4) 調 達 資 金 の 額	30,952,606,600円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者から申込みがあることを条件に、次の者に以下のとおり割り当てる。 ソニー 普通株式 21,287,900株
(6) そ の 他	上記の各号については、第三者割当による新株式発行に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生及び第2 第三者割当の実行について必要とされる各国の競争当局の企業結合に関する届出許可等、各国の関係当局の許認可等の取得を条件とする。

第1 第三者割当と第2 第三者割当を同時に決議した上で、異なる払込期間又は払込期日を定めることとした理由は、以下のとおりです。

第1 第三者割当と第2 第三者割当をとともに実行するためには、競争法上の許認可等が必要となる国又は地域において競争当局の企業結合に関する許認可等を履践することが必要になることが想定されますが、その手続が終了するまでは割当予定先は払込みを行うことができないところ、本日時点では上記手続の終了時期が確定できません。

特に、ブラジルの競争法上、ソニーが当社の発行済株式総数若しくは総議決権数の5%に相当する株式を取得する場合、又はソニーが当社の筆頭株主となる場合には、割当先による当社株式の取得に関して当局への届出を行い、当局の審査を受けることが義務づけられるところ、かかる届出を行う前に審査に要する期間を知ることはできません。

しかしながら、ソニーが取得する株式数が当社の発行済株式総数又は総議決権数の5%を超えず、かつソニーが当社の筆頭株主とならない場合には、ソニーによる当社株式の取得に関して当局への届出を行う必要はないと解され、第1 第三者割当における発行株式数であればかかる許認可等を履践する必要がないことから、その範囲でできる限り速やかに資本提携関係を進めることで、経営上の最重要課題となっている当社の自己資本比率が改善され財務の健全化に寄与すること、並びに資本提携により両社の関係が強化され、業務提携による効果を早期に実現させる体制

が構築できると考えたため、第1第三者割当を先行させることとしたものです。

他方、第2第三者割当については、ソニーが当社の発行済株式総数又は総議決権数の5%に相当する株式を取得することになりますので、ブラジルの当局への届出を行い、当局の審査を受けることが義務づけられるところ、かかる届出を行う前に審査に要する期間を知ることはできないことから、実務上想定される審査期間を確保するため、上記のとおり、長期にわたる払込期間が設定されております。なお、資本提携契約に基づき、ソニーは、対象となる国又は地域における許認可等を履践することができてから5営業日以内に、第2第三者割当に係る払込みを行うこととなっております。

## 2. 募集の目的及び理由

当社は、平成24年6月8日に公表した「新しいオリンパス創生に向けた中期ビジョン」(以下、「中期ビジョン」といいます。)において、“原点回帰”、“One Olympus”及び“利益ある成長”の3つを経営方針として定め、その基本戦略を①事業ポートフォリオの再構築・経営資源の最適配分、②コスト構造の見直し、③財務の健全化及び④ガバナンスの再構築と位置付け、これらの基本戦略を着実に実行することで、一連の問題によって損なわれた株主・顧客・その他のステークホルダーの皆さまからの信頼を回復し、企業価値の向上を図る方針を明らかにしております。

かかる方針のもと、当社は、本日付で連結子会社であるアイ・ティー・エックス株式会社(現インプレス開発株式会社)が営んでいた①電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理及び携帯電話等の端末機器等の販売、販売委託及び割賦購入あっせんの取次ぎに関する事業及びそれらに付帯又は関連する事業、②固定通信回線に関する電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理に関する事業及びそれらに付帯又は関連する事業、並びに③インターネット等に関するサービス(レンタルサーバーサービス、テレビ電話会議サービス、VPNサービス等の提供)に関する事業等を、本日付で新たに設立した当社の100%子会社であるアイ・ティー・エックス株式会社(以下、「新ITX」といいます。)に会社分割(吸収分割)により承継させるとともに、新ITXの全株式を日本産業パートナーズ株式会社が管理・運営する組合による100%出資会社であるアイジェイホールディングス株式会社に譲渡するなど、中期ビジョンの着実な実行を進めております。

しかしながら、当社を取り巻く事業環境は、円高基調の恒常化や映像事業におけるコンパクトカメラ市場の更なる縮小・競争激化により、厳しさを増しております。加えて、当社の財政状態についても、過去の不適切な会計処理に基づく純資産の減少及びかかる不適切な会計処理等に起因する平成24年3月期における減損損失等による純資産額の減少の影響により、最近連結会計年度末時点の連結自己資本比率が約4.6%となり、さらに、平成24年8月9日に提出した四半期報告書に記載のとおり、為替や株価等の変動から生じるその他包括利益累計額が減少したことを主たる要因として、第1四半期末時点の連結自己資本比率は約2.2%まで低下し、中期ビジョンで掲げた医療事業を中心とする事業ドメイン分野への戦略的な投資や資源の配分を推進していくためには、資本充実が経営上の最重要課題となっております。

また、映像事業に関しては、中期ビジョンに基づき、商品構成の見直しに着手し、ミラーレス一眼・高価格帯コンパクトへのシフトや製造機能の再編、販売管理費の改善等の施策を進めているものの、収益構造の更なる改善が必要であると考えております。さらに医療事業においては、消化器内視鏡に次ぐ事業の柱として外科分野の強化を目指しており、当社の持つ技術力と Gyrus ACMI のセールス・マーケティング力を融合させた事業展開を図っておりますが、さらに競争力強化を加速するためには、キーデバイスであるイメージャーや画像関連機器などの強化が課題の一つであると認識しております。

当社は、本年4月20日の新経営体制発足後、中期ビジョンの早期実現を図ることが企業価値の最大化につながるのと基本的な考え方のもと、財務体質を強化するとともに、当社主力事業における事業シナジーが期待できる相手との業務・資本提携を重要なポイントとして、提携のご提案があった候補先も含めて幅広く慎重に検討をして参りました。

その中で、当社は、ソニーからの提案を契機として、新経営体制発足後間もない時期から、同社との提携に関する協議を進めて参りました。ソニーは、映像・医療事業の両分野においてキーデバイスであるイメージャーや画像関連機器に強みを有しており、当社とは技術的に補完関係にあることに加えて、長年にわたる取引を通じた信頼関係を築いて参りました。

ソニーとの業務提携を推進することで、当社にとっては、映像・医療事業の両分野でキーデバイスとなる最先端のイメージャーや画像関連機器を獲得することが可能となります。

映像事業においては、短期的には、当社がソニーのデジタルイメージング（DI）事業向けに、カメラ用レンズ、鏡枠等の製品を供給するとともに、ソニーから、コンパクトデジタルカメラを中心としたイメージセンサー製品の供給を受けることなどを具体的に検討することとしております。

また、医療事業においては、当社が49%、ソニーが51%の比率で出資する合弁会社を設立し、4K以上の解像度技術及び3D機能の双方又は一方を有する外科用内視鏡及び内視鏡システムなどの開発、設計、製造及び販売、手術室を起点とする蓄積配信ソリューション・システムのインテグレーション事業、並びにソニーが開発・設計・製造する当社向け医療用モニター、プリンター、レコーダー、ラック等の内視鏡関連製品の販売を内容とする事業展開を図って参ります。さらに、両社の営業網を活用しつつ、相互の医療関係製品の拡販に向けて協力推進することも目指しております。

なお、両社は、今後、ソニーが指名する候補者1名が当社の取締役を選任されるよう当社が最大限の努力をすることも合意しています。

以上のように、当社にとって、映像・医療事業の両分野においてソニーと業務提携を行うメリットは、他社との提携と比較しても大きいと判断したため、上記「オリンパスとソニーの業務提携及び資本提携合意に関するお知らせ」に記載のとおり、ソニーを業務提携先として、同社との間で業務提携契約を締結することとしたものです。

さらに、当社は、ソニーとの間で、業務提携を今後も確実に推進し、両社間での安定した信頼関係を構築するため資本提携を行うことに合意し、本日資本提携契約を締結し、ソニーを割当先

とする本第三者割当を行うことといたしました。具体的には、第1第三者割当において、ソニーを割当予定先として当社の普通株式13,100,000株(第2第三者割当後の所有議決権割合4.35%、発行済み株式総数に対する割合4.29%)を発行し、第2第三者割当において、当社の普通株式21,287,900株(第2第三者割当後の所有議決権割合7.07%、発行済み株式総数に対する割合6.96%)を発行する予定です。その結果、当社の総株主の議決権の数(3,009,103個)に対するソニーの議決権の保有割合は11.46%となり、ソニーは当社の筆頭株主となります。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

##### 第1第三者割当

① 払込金額の総額	190億円
② 発行諸費用の概算額	4億円
③ 差引手取概算額	186億円

※1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

- 2 発行諸費用の概算額の内訳は、主に弁護士報酬約28百万円、財務アドバイザー報酬約260百万円、登記関連費用約70百万円、有価証券届出書作成関連費用約1百万円及びその他約41百万円であります。

##### 第2第三者割当

① 払込金額の総額	310億円
② 発行諸費用の概算額	6億円
③ 差引手取概算額	304億円

※1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

- 2 発行諸費用の概算額の内訳は、主に弁護士報酬約42百万円、財務アドバイザー報酬約390百万円、登記関連費用約105百万円、有価証券届出書作成関連費用約1百万円及びその他約62百万円であります。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

本第三者割当に係る差引手取概算額490億円の具体的な使途につきましては以下を予定しております。なお、調達した資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

具体的な用途	金額 (億円)	支出予定時期
① 外科事業及び消化器内視鏡事業における高性能医療機器の研究開発費用及び投融資 (注) 1	250	平成 24 年 10 月 ～平成 28 年 3 月
② 内視鏡医の育成・普及のためのトレーニングセンターの開設・運営費用 (注) 2	150	平成 24 年 10 月 ～平成 28 年 3 月
③ ソニーとの業務・資本提携に基づき設立する合弁会社の設立費用及びその後の当該合弁会社の事業拡大のためのシステム開発・販路開拓費用 (注) 3	90	平成 24 年 10 月 ～平成 28 年 3 月

(注) 1 当社は、今後、外科事業及び消化器内視鏡事業において高性能医療機器（2D4K内視鏡カメラヘッド、3D インテリジェント内視鏡システム等を含みます。3D とは、立体画像を構築する技術であります。4K とは、水平画素数 4000 画素の画像解像度を持つテレビ技術であり、従来の full ハイビジョンテレビよりも高解像画像を実現する技術であります。）の強化を予定しており、上記の手取金はその研究開発費用及び投融資に充当する予定です。これには、ソニーとの業務・資本提携に基づく、外科用内視鏡などの新製品開発に係る研究開発費用及び投融資を含みます。ソニーは、映像事業領域において 3D 及び 4K の優れた技術を保有しており、これを当社の光学技術・内視鏡技術と組み合わせることで、外科用医療機器の開発において内視鏡画像の解像度や視野再現性等の画質が従来に比べ大きく改善すると見込まれます。

2 当社は、中国・インドを中心とする新興国において、消化器内視鏡・外科用内視鏡の販売促進を目的として、内視鏡医の育成・普及のためのトレーニングセンターを開設する予定です。上記の手取金はかかるトレーニングセンターの開設・運営費用に充当する予定です。当社の中期ビジョンにおいて医療事業は中核事業の一つと位置づけられており、その中でも新興国は医療事業の成長を支える重要な市場となっております。新興国では、医療の需要増加に伴い、医療サービス供給の担い手である高度な医療技術を持った医師の需要が高まってきております。また、当社の医療機器（特に新技术を採用した最先端機器）を安全・適正にご使用いただき、安全で質の高い医療成果につなげていただくためには、医師の方々に機器の使用方法や当社の医療機器を使用して実施する術式のトレーニングの場をご提供することが重要になって参ります。このため、新興国における内視鏡医療の普及に貢献し、当社製品を安全にご使用いただける医師の先生方を増やすため、トレーニングセンターの開設等に注力したいと考

えております。

- 3 上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社とソニーは、両社間の業務・資本提携に基づき、医療事業において、両社が出資する合弁会社を設立し、4K以上の解像度技術及び3D機能の双方又は一方を有する外科用内視鏡及び内視鏡システムなどの開発、設計、製造及び販売、手術室を起点とする蓄積配信ソリューション・システムのインテグレーション事業、並びにソニーが開発・設計・製造する当社向け医療用モニター、プリンター、レコーダー、ラック等の内視鏡関連製品の販売を内容とする事業展開を図って参ります。さらに、両社の営業網を活用しつつ、相互の医療関係製品の拡販に向けて協力推進することも目指しております。上記の手取金は、かかる合弁会社の設立費用及びその後の当該合弁会社の事業拡大のためのシステム開発・販路開拓費用に充当する予定です。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本第三者割当により調達した資金を、上記「3. (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、今後、強化を予定している外科事業及び消化器内視鏡事業における高性能医療機器の研究開発費用（ソニーとの業務・資本提携に基づく外科用内視鏡などの新製品開発に係る研究開発費用を含む）、新興国における消化器内視鏡・外科用内視鏡の販売促進を目的とした内視鏡医の育成・普及のためのトレーニングセンターの開設・運営費用、並びにソニーとの業務・資本提携に基づき設立する合弁会社の設立費用及びその後の当該合弁会社の事業拡大のためのシステム開発・販路開拓費用に充当することを予定しております。

このように、本第三者割当により、当社の財務基盤を安定化させ、ソニーとの事業シナジーを早期に発現していくことで、当社の企業価値が向上し、既存株主の皆さまの利益の拡大につながるものと考えており、本第三者割当の資金使途については合理性があるものと考えております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、新しいオリンパスを創生するべく、新経営体制のもと平成24年6月8日に中期ビジョンを公表し、一連の問題によって損なわれた株主・顧客・その他のステークホルダーの皆さまからの信頼を回復し、企業価値の向上を図る方針を明らかにしております。そのため、払込金額につきましては、中期ビジョンが公表された平成24年6月8日以降の株価水準を参照することが適切であると判断し、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日（平成24年9月27日）までの直近3ヶ月間の平均値1,428円を参考に、両社協議の結果、1,454円といたしました。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）において、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は、株式の発行に係る取締役

会決議の直前日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長6ヶ月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額とすることができるとされており、本第三者割当の払込金額を決定する際にも、当該価額を参考として算定することに合理性があると判断しました。

また、本第三者割当の払込金額は、取締役会決議日の直前営業日の当社普通株式の終値1,494円に対して2.68%のディスカウント、直前営業日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,502円に対して3.20%のディスカウント、直前営業日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,428円に対して1.82%のプレミアム、直前営業日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,329円に対して9.41%のプレミアムとなっており、いずれの期間においても、払込金額である1,454円が特に有利な払込金額には該当しないものと判断しております。

なお、本第三者割当に係る取締役会に出席した社外監査役2名を含む監査役4名全員から、当該払込金額について、当社普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にしていること、上記指針に準拠し決定されていることから、適正かつ妥当な価格であり、ソニーに特に有利でなく適法である旨の見解を受けております。

## （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当による新規株式発行数34,387,900株（議決権数343,879個）は、現在の発行済株式総数271,283,608株（議決権総数2,665,224個）に対して12.68%（議決権総数に対する割合12.90%）に相当し、株式の希薄化が生じます。

しかしながら、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、中期ビジョンで掲げた、医療事業を中心とする事業ドメイン分野への戦略的な投資や資源の配分を推進していくためには、資本充実が当社の経営上の最重要課題となっており、また、当社は、本第三者割当により調達した資金を、今後、強化を予定している外科事業及び消化器内視鏡事業における高性能医療機器の研究開発費用（ソニーとの業務・資本提携に基づく外科用内視鏡などの新製品開発に係る研究開発費用を含む。）、新興国における消化器内視鏡・外科用内視鏡の販売促進を目的とした内視鏡医の育成・普及のためのトレーニングセンターの開設・運営費用、並びにソニーとの業務・資本提携に基づき設立する合弁会社の設立費用及びその後の当該合弁会社の事業拡大のためのシステム開発・販路開拓費用に充当することを予定しております。

このように、本第三者割当により、当社の財務基盤を安定化させ、ソニーとの事業シナジーを早期に発現していくことで、当社の企業価値が向上し、既存株主の皆さまの利益の拡大につながるものと考えております。

これらを勘案し、本第三者割当による発行数量及び希薄化の規模は、合理的な範囲内にあるものと判断しております。



6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

(1) 名 称	ソニー株式会社	
(2) 所 在 地	東京都港区港南 1 丁目 7 番 1 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表執行役 平井 一夫	
(4) 事 業 内 容	電子・電気機械器具の製造、販売	
(5) 資 本 金	630,923 百万円	
(6) 設 立 年 月 日	昭和 21 年 5 月 7 日	
(7) 発 行 済 株 式 数	1,004,638,164 株	
(8) 決 算 期	3 月 31 日	
(9) 従 業 員 数	162,700 名 (連結) 16,576 名 (単体)	
(10) 主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京 UFJ 銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社みずほコーポレート銀行	
(11) 大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) 7.01% Moxley and Company LLC 6.66% (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 5.10% SSBT OD05 Omnibus Account - Treaty Clients 2.39% (常任代理人 香港上海銀行) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 9) 2.08% State Street Bank and Trust Company 1.21% (常任代理人 香港上海銀行) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 1) 0.97% State Street Bank and Trust Company 505225 0.97% (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行) 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口 6) 0.93% Mellon Bank, N.A. as Agent for its Client 0.87% Mellon Omnibus US Pension (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	
(12) 当事会社間の関係		
資 本 関 係	当該会社は、当社の普通株式 100,000 株 (発行済株式総数に対する割合 0.04%) を保有しております。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。	
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、	

	特筆すべき人的関係はありません。			
取引関係	当社の製品に使用するイメージセンサーや周辺機器（モニター・記録装置）等に関して取引関係にあります。			
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。			
(13) 最近3年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
連結純資産		3,285,555	2,936,579	2,490,107
連結総資産		12,862,624	12,911,122	13,295,667
1株当たり連結純資産(円)		2,955.47	2,538.89	2,021.66
連結売上高		7,213,998	7,181,273	6,493,212
連結営業利益		31,772	199,821	△67,275
連結経常利益		米国会計基準のため、 データなし	米国会計基準のため、 データなし	米国会計基準のため、 データなし
連結当期純利益		△40,802	△259,585	△456,660
1株当たり連結当期純利益(円)		△40.66	△258.66	△455.03
1株当たり配当金(円)		25.00	25.00	25.00

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

※ 割当予定先であるソニーは、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、ソニーが株式会社東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書において、反社会的勢力の排除を宣言する等、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を株式会社東京証券取引所のホームページにて確認することにより、ソニー及びソニーの役員又は主要株主が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

前記「2. 募集の目的及び理由」をご参照ください。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先であるソニーと当社は、業務提携契約及び資本提携契約を締結し、医療事業及び映像事業において今後の事業シナジーを追求していくことを企図しており、ソニーは、本第三者割当によって取得した当社の新株式については、業務提携の目的に鑑みて継続的に保有する方針であることを確認しております。なお、ソニーは、資本提携契約において、業務提携契約の有効期間中（契約期間は定められておりません。）は、当社の事前の書面による承諾がある場合を除いて当社普通株式の全部又は一部を第三者に譲渡しないことに合意しております。ただし、ソニーは、第2第三者割当の払込みがなされた日から1年経過後、かかる普通株式を当

社と協議の上合意する条件で当社又は当社の指定する第三者に譲渡することができます。また、かかる当社との協議が整わない、又は当社若しくは当社の指定する第三者に対して当社普通株式を譲渡する旨の合意ができない場合は、当社との協議において当社に対して最終的に提示した条件を下回らない条件で第三者に譲渡すること又は金融商品取引所における市場売却若しくはブロックトレードの方法によって譲渡することができます。また、ソニーは、第2第三者割当の払込期間の満了日までに資本提携契約において定める条件が充足されなかった場合も同様に資本提携契約の定めにより当社普通株式を譲渡することができます。

また、第1第三者割当の払込期日（平成24年10月23日）から2年以内に、ソニーが第1第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡する場合には、ただちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社へ書面により報告し、当該報告に基づく報告を当社が株式会社東京証券取引所に行い、当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を締結することに合意しております。また、第2第三者割当についても、当該割当に係る払込みがなされた日から2年以内の譲渡について同様の確約書を締結することに合意しております。

#### （4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先であるソニーが平成24年8月10日に提出した四半期報告書に記載された連結貸借対照表（平成24年6月30日現在）における総資産額（13,130,985百万円）、純資産額（2,397,682百万円）並びに現金・預金及び現金同等物（658,094百万円）、並びに当社が平成24年6月27日に提出した有価証券報告書に記載された貸借対照表（平成24年3月31日現在）における総資産額（3,861,163百万円）、純資産額（1,828,265百万円）並びに現金・預金及び現金同等物（42,039百万円）の状況を確認しております。また、当社は、ソニーが、ソニーの連結完全子会社であり、ソニー及びソニーの子会社・関連会社に総合的財務サービスを提供している Sony Global Treasury Services Plc に対する短期貸付金（195,690百万円、平成24年3月31日現在）を有していること、ソニーは、ソニーの資金需要に合わせ、かかる短期貸付金を減少させ、ソニー自身の現金・預金として使用することが可能であること、並びにソニーが、払込時点で、ソニー自身の現金・預金及び現金同等物により資金の手当てを行い、本件の払込みを行う旨を確認しております。その結果、当社は、ソニーが本第三者割当に係る払込みに必要かつ十分な資金を有しているものと判断しております。

## 7. 募集後の大株主及び持株比率

### （1）第1第三者割当後の大株主及び持株比率

募集前（平成24年3月31日現在）		募集後	
日本生命保険相互会社	4.89%	日本生命保険相互会社	4.67%
株式会社三菱東京UFJ銀行	4.89%	株式会社三菱東京UFJ銀行	4.67%

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3.71%	ソニー株式会社	4.64%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	3.31%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3.54%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3.11%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	3.17%
株式会社三井住友銀行	3.07%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2.97%
MORGAN STANLEY PRIVATE BANK, NATIONAL ASSOCIATION PB CLIENT CUSTODY（常任代理人 香港上海銀行東京支店）	2.55%	株式会社三井住友銀行	2.94%
テルモ株式会社	2.05%	MORGAN STANLEY PRIVATE BANK, NATIONAL ASSOCIATION PB CLIENT CUSTODY（常任代理人 香港上海銀行東京支店）	2.44%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223（常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部）	1.83%	テルモ株式会社	1.96%
株式会社八十二銀行	1.52%	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223（常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部）	1.75%

※ 募集後の持株比率については、平成24年3月31日現在の株主名簿を基準として第1第三者割当による異動を反映しています。

（2）第2第三者割当後の大株主及び持株比率

募集前（平成24年3月31日現在）		募集後	
日本生命保険相互会社	4.89%	ソニー株式会社	11.28%
株式会社三菱東京UFJ銀行	4.89%	日本生命保険相互会社	4.35%

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3.71%	株式会社三菱東京UFJ銀行	4.35%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	3.31%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3.29%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3.11%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	2.95%
株式会社三井住友銀行	3.07%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2.76%
MORGAN STANLEY PRIVATE BANK, NATIONAL ASSOCIATION PB CLIENT CUSTODY（常任代理人 香港上海銀行東京支店）	2.55%	株式会社三井住友銀行	2.73%
テルモ株式会社	2.05%	MORGAN STANLEY PRIVATE BANK, NATIONAL ASSOCIATION PB CLIENT CUSTODY（常任代理人 香港上海銀行東京支店）	2.27%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223（常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部）	1.83%	テルモ株式会社	1.83%
株式会社八十二銀行	1.52%	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223（常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部）	1.62%

※ 募集後の持株比率については、平成24年3月31日現在の株主名簿を基準として第1第三者割当及び第2第三者割当による異動を反映しています。

## 8. 今後の見通し

平成 24 年 9 月 28 日（本日）付「オリンパスとソニーの業務提携及び資本提携合意に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本業務・資本提携契約は、両社が持つノウハウや技術を融合させることで、中長期的な視点から画期的製品の導入や新たなビジネスの創造を行うことを目的としており、当社の業績に与える影響も主に中長期的なものとなると想定しております。一方、当社の平成 25 年 3 月期の業績に与える影響につきましては現在精査中であり、確定次第お知らせいたします。

（企業行動規範上の手続き）

### ○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、① 希釈化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

## 9. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### （1）最近 3 年間の業績（連結）

	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
連結売上高	883,086 百万円	847,105 百万円	848,548 百万円
連結営業利益	61,160 百万円	38,379 百万円	35,518 百万円
連結経常利益	46,075 百万円	23,215 百万円	17,865 百万円
連結当期純利益	52,527 百万円	3,866 百万円	△48,985 百万円
1 株当たり連結当期純利益	194.90 円	14.39 円	△183.54 円
1 株当たり配当金	30.00 円	30.00 円	-円
1 株当たり連結純資産	576.63 円	421.37 円	167.76 円

### （2）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 24 年 3 月 31 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	271,283,608 株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
始 値	1,610 円	3,000 円	2,298 円
高 値	3,100 円	3,080 円	2,835 円
安 値	1,511 円	1,974 円	424 円
終 値	3,000 円	2,314 円	1,354 円

② 最近6か月間の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
始 値	1,355 円	1,258 円	1,255 円	1,300 円	1,474 円	1,542 円
高 値	1,361 円	1,276 円	1,380 円	1,482 円	1,583 円	1,626 円
安 値	1,186 円	1,061 円	1,166 円	1,246 円	1,319 円	1,422 円
終 値	1,260 円	1,257 円	1,288 円	1,480 円	1,545 円	1,494 円

③ 発行決議日前営業日株価

	平成24年9月27日
始 値	1,463 円
高 値	1,499 円
安 値	1,458 円
終 値	1,494 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

## 10. 発行要項

### 第1 第三者割当

- (1) 発行する募集株式の数 普通株式 13,100,000 株
- (2) 募集株式の割当方法 第三者割当の方法により、次の者から申込みがあることを条件に、次の者に以下のとおり割り当てる。  
ソニー 普通株式 13,100,000 株
- (3) 募集株式の払込金額 1 株につき 金 1,454 円 (合計金 19,047,400,000 円)
- (4) 増加する資本金及び資本準備金の額 資本金 金 9,523,700,000 円  
増加する資本準備金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 申込期日 平成 24 年 10 月 22 日
- (6) 払込期日 平成 24 年 10 月 23 日
- (7) その他 前各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 第2 第三者割当

- (1) 発行する募集株式の数 普通株式 21,287,900 株
- (2) 募集株式の割当方法 第三者割当の方法により、次の者から申込みがあることを条件に、次の者に以下のとおり割り当てる。  
ソニー 普通株式 21,287,900 株
- (3) 募集株式の払込金額 1 株につき 金 1,454 円 (合計金 30,952,606,600 円)
- (4) 増加する資本金及び資本準備金の額 資本金 金 15,476,303,300 円  
増加する資本準備金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 申込期日 平成 24 年 10 月 22 日
- (6) 払込期間 平成 24 年 10 月 23 日から平成 25 年 2 月 28 日
- (7) その他 上記の各号については、第三者割当による新株式発行に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生及び第 2 第三者割当の実行について必要とされる各国の競争当局の企業結合に関する届出許可等、各国の関係当局の許認可等の取得を条件とする。



## II. 主要株主である筆頭株主の異動

### 1. 異動が生じる経緯

本第三者割当の実施に伴い、主要株主である筆頭株主の異動が見込まれるものであります。

### 2. 異動する株主の概要

前記「I. 本第三者割当の概要 6 (1) 割当先の概要」をご参照ください。

### 3. 当該株主の所有株式数（議決権の数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合※	大株主順位
異 動 前 (平成 24 年 3 月 31 日現在)	1,000 個 (100,000 株)	0.04%	—
異 動 後	344,879 個 (34,879,900 株)	11.46%	第 1 位

※ 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 4,421,800 株  
平成 24 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 271,283,608 株

### 4. 異動予定年月日

平成 24 年 10 月 23 日から平成 25 年 2 月 28 日までの、第 2 第三者割当に係る払込みがなされた日（予定）

### 5. 今後の見通し

前記「I. 本第三者割当の概要 8. 今後の見通し」をご参照ください。

以 上